

# 全国司法書士女性会FAX通信293号 (2015年12月号)

発行責任者 会長 大城 節子

事務局 〒579-8036大阪府東大阪市鷹殿町1-7

司法書士法人東大阪前川滝川事務所内

Tel 072-981-5281 fax 072-987-3460

e-mail joseikai@aoitakigawa.com

<http://shihosyoshi-joseikai.com/>

2015年度 各士業女性合同研修会

「マイナンバー制度」利用開始直前セミナー 報告

会長 大城 節子

2015年11月28日土曜日、大阪弁護士会館において標記研修会が  
下記要領で開催されました。

《研修会》 第一部「マイナンバー制度

—提供と本人確認・4つの安全管理措置—

講師 税理士 上西左大信（うにし さだいじん）氏

第二部「社会保険分野（雇用保険、社会保険）」

講師 社会保険労務士 福西 綾美氏

《パネルディスカッション&質疑応答》

コーディネーター 弁護士 今枝 史絵氏

パネリスト 弁護士 豊永泰雄氏・税理士 上西左大信氏

社会保険労務士 福西綾美氏

研修会では、税理士上西左大信氏から具体的で詳細な講義を受けた。

専ら、マイナンバーの提供を受ける側の専門家としての取扱いに関する注意  
点、管理等の実務対策編の講義となった。

マイナンバーは個人・法人に振られる、税務申告などにマイナンバーを必要  
とされる。

司法書士事務所にとって顧客たる支払い側にマイナンバーの提供を請求され  
た場合、司法書士事務所が法人化されている場合は「法人番号」を知らせるこ  
とになるが、個人事務所の場合「個人番号」を伝えなければならない。厳密に  
は、『拒否可能』であるが、支払い側への「個人番号」提供には抵抗を感じる  
方々が多いであろう。

上西左大信講師から、個人事務所の場合、個人のマイナンバーではなく提供  
すべき「事業者番号」導入の必要性を建議している旨、導入実現の可能性が大  
きい旨の情報提供があった。

さて、順次届けられる「マイナンバー」については本人確認が番号法により  
義務付けられている。

番号法による本人確認には「番号確認」と「身元確認」の二つが含まれてい  
る。身元確認とは、本人の实在確認のことであり、個人番号の提供者がその本  
人であることを確認することをいう。

個人番号と特定個人情報の取扱い上、会社等従業員の番号・情報を取り扱う者は、安全管理措置を講じなければならない。

個人番号等を取り扱う事務を実施する区域を明確に分ける必要がある。来客スペース以外が管理区域になる。

また、容易に番号等が判明しない措置、PC等の情報管理、パスワードの設定、ほかのPCとつながっていない1台を設置する等の工夫が考えられる。

いずれ、医療等分野での個人情報との情報連携が考えられているが、本人同意を得たうえで、プライバシールールのあるあり方の検討が必要。

第二部講師 社会保険労務士福西綾美氏から、マイナンバー（個人番号）の民間利用はできない旨説明があった。

社会保障・税金・災害対策以外では「目的外の利用」となり、番号を開示することが禁止されている。

よって、労災保険・企業年金等について、従業員等から個人番号を収集・保管することはできない。

（個人番号を含む請求書の内容）特定個人情報を閲覧することはできるが、写しを保管する場合、番号部分をマスキングまたは削除する。

2016年1月1日から雇用保険について、2017年1月1日から健康保険・厚生年金保険等についてマイナンバーが記載されるようになるが、これらの書類をコピー等する場合、ナンバーのマスキングを要す。

雇用保険における番号の記載は「努力義務」であるので、記載しなかった場合や誤りがあった場合の罰則規定はない。

他にも、番号の提供を求められているがその提供を受けられない場合、その旨を記載し空欄のままでも問題ない。

パネルディスカッションではマイナンバー制度についての疑問・拡大利用による危険に対する懸念が提示された。

また、12月1日、全国5か所の地裁で、「マイナンバー制度は憲法に違反する」と主張する弁護士と市民のグループが中心になって、個人番号の利用差し止めや削除などを国に求める民事訴訟を起こした。

憲法13条が保障するプライバシー権の侵害にあたるかどうかを争点に、制度の可否が法廷で問われることになる。

「マイナンバー利用開始直前セミナー」を開催して

理事 岡田史枝

平成27年11月28日午後1時05分から大阪弁護士会館において、各士業女性合同研修会を行いました。

毎年、1回開催し、今年で17回目になります。

今回は、税理士 上西左大信先生と社会保険労務士 福西綾美先生の講演の後パネルディスカッションを行いました。

私個人的には、住基カードを成年後見の登記事項証明書を請求する際、大変重宝に使っているのので、いつのタイミングで、個人番号カードに切り替えようか・この制度で私が管理人になっている不在者が出てきてくれないかなあ 程度の思いしか持っていませんでした。

又、今まで何回か、研修を受けたものの、漠然としてわからないことだらけ、年内に本当に日本国民全員に通知が届くのかしら とぼんやりした感覚が

ありました。

しかしながら、今回はとても現実的なお話しばかりで、少し霧が晴れた感があります。

たとえば、上西先生のお話の中から、  
個人番号の提供を受けたものは、「番号確認」と「身元確認」をして個人番号の提供者がその人本人である事を確認しなければならないこと

提供を受けた個人番号の通知カードや運転免許証をコピーして保管することは義務付けられていないこと

コピーするときは、住所の変更があるときは裏面もコピーをする  
又旅券の渡航履歴はコピーしない等、細心の注意を払ってしっかり保管すること

対面によらない確認（郵送や電子メールによる場合）や、代理人による確認の方法も可能であること

企業等が、かなり慎重な管理措置（外部に通信できないPCの設置や事務画面の見直し、事務取扱担当者の教育・管理、オフィスレイアウト等の見なおし）が必要であること

を学びました。

続いて、社会保険労務士の福西綾美先生のお話では

あくまで、国の機関が利用するための制度で、民間利用はできないこと

特に社会保障や税務での利用が目的とされ、災害対策にはまだ利用されないこと を学びました。

その後の、パネルディスカッションや質疑応答も活発な意見が出されて、参加者の関心の高さを感じました。

まだ、この制度はいろいろな検討が加えられ、より使いやすいものに変化していくものと思われますが、税理士の上西左大信先生からご提案された「個人事業者番号」については、是非実現してほしいと思います。

司法書士は法人よりも個人事業者が圧倒的に多く、事務所住所と住民票住所が違う場合や、戸籍名と職名が違う場合もあります。

すべて個人番号を提出することはとても抵抗を感じます。つまり、法人番号の場合は、法務省の法人番号に一文字追加された番号で、公開性があり、個人番号は非公開のものです。中間に位置する、個人事業者については、やはり固有の「事業者番号」があっただけだと考えます。

研修後の懇親会は なにわ橋近くのおしゃれなカフェレストランで開催されましたが、とても盛会で、業種の違う人たちと和やかにお話ができ、お互いに刺激を受けながら帰途につきました。

来年も多くの方が参加していただけるよう願っています。

（閑話）

今回の懇親会で、素敵な人に出会った。27歳の女性公認会計士さん。

商業高校を卒業後、専門学校を経て20歳で資格取得。（すごい！）

でも、「大学を出ていないこと」がコンプレックスという。「これから大学へ入ろうと思う」（ご立派！）「もう一つしたいことがあって、料理人になりたい」

是非実現してほしい、公認会計士でプロの料理人 応援しています。

彼女はすごくキラキラした目をしていました。（史）